

すべての争議の早期解決と労働災害認定をめざす決議（案）

物価高騰が長期化し、労働者の暮らしは厳しさを増しています。賃上げが実現しても、食料品、光熱費、家賃、医療・介護費などの負担増に追いつかず、生活改善を実感できない労働者が少なくありません。こうしたもとで、解雇、雇い止め、不当労働行為、ハラスメント、労働災害・公務災害、過労死・過労自死をめぐる争議は、労働者のいのち、健康、雇用、権利を守るたたかいとして、いっそう重要になっています。

政府・財界は、「労働市場改革」や「柔軟な働き方」の名で、ジョブ型人事、労働移動の促進、労働時間規制の緩和、労使合意による規制除外の仕組みづくりをすすめようとしています。しかし、これは労働者の賃金と労働時間、雇用の安定を自己責任に押しつけ、使用者が必要なときに必要なだけ働かせることを可能にする危険な動きです。愛労連は、労働時間短縮、労働者保護法制の強化、職場の安全と健康を守る立場から、労働法制の後退を許しません。

労働災害も深刻です。長時間労働やハラスメントによる精神疾患、過労死・過労自死が後を絶ちません。人員不足、過重労働、無理な勤務体制、職場のハラスメントを放置することは、労働者のいのちや健康を奪う重大な問題です。すべての労働者が安心して働き続けられる職場をつくるため、労働災害・公務災害の認定と再発防止を強く求めます。

愛労連が支援する争議は、いずれも労働者がやむにやまれぬ思いで立ち上がったたたかいです。不当解雇、雇い止め、不当労働行為、ハラスメント、損害賠償請求、労災・公務災害認定を求めるたたかいは、当該労働者だけの問題ではありません。職場に労働者の権利と民主主義を取り戻し、誰もが人間らしく働き続けられる職場をつくるたたかいです。

争議支援は愛労連運動の重要な柱です。争議をたたかう仲間を孤立させず、職場、単産、地域が連帯し、傍聴、署名、カンパ、宣伝、要請など、支援のとりくみを広げます。労働弁護団、自由法曹団、愛知健康センター、過労死を考える家族の会などとの共同をさらに発展させます。

あわせて、労働委員会の民主化を求めます。不当労働行為を迅速・公正に救済し、労働組合活動の自由と団結権を守る機関として、労働委員会が本来の役割を果たすよう強く求めます。

すべての争議の早期解決と、労働災害・公務災害の認定をめざし、争議をたたかう仲間とともに全力をあげることを、ここに決議します。

2026年7月19日

愛労連第74回定期大会